

令和5年度事業計画書

事業方針

令和4年産米の出来高については、収量は前年よりわずかながら多かったが、天候不順と9月に発生した台風により、同割れ米による品質の低下がみられた。今後も続く予想される異常気象に対応するため、田植の時期と水管理、江立ての徹底、梅雨に発生する豪雨と干害による自然災害に対応すべき圃場の見回りと、適期の作業を実施することにより良質米の生産に努めていかなければならない。

特に、品種の選定と高温期に対する作付けの時期、収穫の適期など、気候に合わせた農作業を実践していくこととし、従来のコシヒカリ中心からそれ以外の業務用米といわれる「つきあかり・どんとこい」等の多収穫米の生産拡大を図り、国の施策に沿った米づくりを実施していく。

本年度も委託業務として、ライスセンター等の施設管理、除雪業務等を受託することにより経営資金の安定化を図っていく。また、中山間地域等直接支払を中心に、環境保全型農業直接支払等の交付金を活用した農地・農用施設の整備、経営所得安定対策や米、ソバ等の戦略作物による水田活用を進める中で荒廃地の防止に努めていく。

このような状況を踏まえ、次に掲げる事業を積極的に展開していく。

1. 農業の担い手の育成に関すること

- ・ 各オペレーターともに大特、作業免許、草刈り講習、フォークリフト資格等も有し、即戦力として業務に携わっている。また、各種研修や情報交換の場に積極的に参加し技術の向上・安全作業を図っていく。

2. 農作業支援に関すること

- ・ 農業者の多くは70才以上の高齢者で、経営規模が零細である上、生産条件も悪く危険度も高い。近年高齢化に伴い生産組織等への農地の移動も多くなってきているが、突発的な下支えとしての公社の役割は大きい。
- ・ 生産組織への再委託については、公社で取り纏め、更に作業料金の徴収・精算業務を行なうことで生産組織の負担軽減を図っている。しかし、取扱件数は年々減少傾向にあり現在は1集落のみとなっている。
- ・ JA えちご上越より牧ライスセンター及びそばセンター、育苗関係業務を受託し本年度で8年目を迎えるが、過去の反省を含め更に経費の節減に努めるとともに、JAと連携を密にしながら稼働率のアップに努める。
 - ライスセンターに関しては、例年飼料用米、業務用米を多く受け入れているが、今後もできるだけ多く地域外の米を受け入れるよう働きかけをしていく。

近年の天候不順により、収穫時期にもバラつきが生じ、稼働期間も年々伸びている。また、ソバの収穫期との重複部分があるため作業の調整に苦慮する部分が生じてきている。

- 育苗関係については、耕作面積の減少等により JA からの受託枚数は約 12,400 枚と年々減少傾向にある。また、再委託していた組織も減少したため、育苗施設を増床し健苗の育成に努める。
- ソバについては、昨年同様に JA 頸北及びわかば管内の乾燥調製を行っており、本年度も同様に実施していく。
- ・ 農作業料金については、上越市農業委員会での単価を参考とし、作業内容によっては一部割増基準を設けている。しかし、近年の気象状況は変動が激しく、また、農家によっては、十分な肥培管理が実施されておらず農作業には大変な労力を要しているのが現状である。

3. 農用地の保全に関すること

- ・ 小規模経営農家の離農は中間管理事業の推進により更に拍車がかかり、農地の流動化が進んでいる。中山間地域での農地の集約は大変厳しい状況にあるが、公社を中心に、各生産組織や近隣耕作者と連携を取りながら耕作放棄地の解消に努めていく。
- ・ 引き続き中山間地域等直接支払と多面的機能支払、環境保全型農業直接支払など国の制度を活用しながら農地の維持管理に努めていく。
- ・ 近年、無人ヘリやドローンによるカメムシの防除を実施しているが、環境基準に適応した薬剤や除草剤を使用することにより良質米の確保に努める。
- ・ 公社の圃場も牧区全域にわたるため作業効率が極めて悪く、管理体制が万全とは言い難い。極力水田として活用する一方、条件不利地についてはソバの生産に切り替えることとしている。また、一団の纏まった農地の日常管理については、地元の協力を得ながら作業の効率化を図っていく。
- ・ 賃借料については、コロナ禍による需要の低迷、価格の低下、肥料農薬等資材の高騰、消費者のコメ離れにより、契約更新時には賃借料の見直しを図っていく。

4. 農地利用集積円滑化等に関すること

- ・ 農地利用円滑化事業は、平成 27 年度からの中間管理事業実施により令和元年度に制度が廃止され、更新時には相対での契約及び中間管理事業へ移行され、その際の手続等事務受託を請け負ってきた。
- ・ 農地中間管理事業は、県農林公社が借入れ、受け手に貸し出す制度で、令和 5 年度からは上越市の方針により、事務手続きについては農政課に引き継ぐこととなり、公社は相談窓口業務のみとなる。
- ・ 円滑化事業現在の契約が令和 9 年度終了時をもって、円滑化事業としての業務は終了となる。

5. 都市と農村との交流促進に関すること

首都圏から人を呼び込むことで、農産物の主要消費地である都市と農村との人的交流を図る目的で「ふるさと棚田オーナー制度」を取組み、東京牧村会を始め友人知人等を介し募集を行なっているが、会員の高齢化と新規加入者も多くは望めず減少傾向である。また、新型コロナ禍により各種イベントの中止が続いている。

今後も牧区農業振興会を中心として、中山間地域等直払の「販売促進対策」を活用した首都圏をはじめ各種イベントに積極的に参加し、都市住民との交流を通じて安全安心な農産物をPRし会員の拡大を図っていく。

6. 地域活性化のための事業の事務受託に関すること

第5期中山間地域等直接支払制度が4年目を迎え、広域協定の事務局（「牧区農業振興会」）として、各集落の関係事務を受託することで集落の負担軽減を図っていく。

牧区農業振興会は「地域マネジメント組織」としての位置づけされているため制度を活用し、庭先集荷事業を取り組み、牧区の農産物の販売促進に寄与することとしている。

・中山間地域直接支払交付金等事務

牧区農業振興会は、5期対策では23集落で構成され、交付金額は80,833千円となっており、事務の効率化を図るため広域への参加を積極的に呼びかけ集落負担の軽減に努めている。

主として事務局では活動の取り纏めと収支の執行、超急傾斜農地の保全活動、農産物の商品化・直販、都市との交流による販売促進と消費者の呼び込み等を行っている。

23集落以外でも、協定の持てない集落で耕作しているところについても、個別協定を組み荒廃地の防止に努めている。

5期対策から新たに、棚田地域振興加算、集落機能強化加算など追加事業も加わり制度が充実されたことにより棚田地域振興加算1集落、集落機能強化加算に2集落が取組んでいる。今後地域にあった加算活動に期待できることとなった。

・多面的機能支払交付金事務

令和元年度からは2期対策も最終年を迎え16集落・交付金額11,916千円で実践活動を行っている。

「牧区農地を守る会」は主として農地の維持管理や資源向上共同活動、長寿命化の取り纏めを行ってきた。

高齢化が進む中で、毎年改編される農業施策に対し、趣旨を理解しながらも、事務処理を進めることは農家にとって大きな負担となっている。

各制度を最大限活用する中で、農道・用水路等の維持管理費の負担軽減を図っていく。今後も広域協定への参加を呼びかけ、一体となった活動ができるよう努めていく。

7 生活道路及び公共施設の駐車場確保のための除雪作業

冬期間の地域住民の生活道路を確保するための除雪作業、安全・安心して通行できるよう危険箇所の点検、障害物の除去、また、公共施設の駐車場の確保など、上越市の委託事業として実施している。

実施に当たっては、職員と臨時オペで対応しているが、資格を取得したことにより、ドーザー及びロータリー除雪車相互の運転技術の向上に努める。

8 地域環境整備事業

上越市ガス水道局の委託事業として、牧区全域に通水している水道施設の管理用道路及び施設周辺の草刈り作業を実施していく。